

日本学術会議法案に反対する会長声明

1 2025年3月7日、政府は、「国の特別機関」とされている現在の日本学術会議を廃止し、国から独立した法人格を有する組織として特殊法人「日本学術会議」（以下、「新法人」という。）を新設する日本学術会議法案（以下、「本法案」という。）を閣議決定し、衆議院に提出した。

しかし、本法案の内容は、時の政治権力から独立した立場で、政府に対し、科学的根拠に基づく政策提言を行うナショナルアカデミーとしての日本学術会議の根幹をなし、学問の自由（憲法23条）に由来する独立性・自立性を損なうおそれが大きく、到底容認できない。

2 現行法3条では日本学術会議の職務の独立性を明文で保障している。しかし、本法案では現行法3条の文言が踏襲されず、職務の独立性を定める文言はない。むしろ、新法人に複数の機関を設けることにより、政府を含む外部の介入を許容する仕組みが幾重にも盛り込まれている。

すなわち、会員以外の者から選任される選定助言委員会が会員の選定方針に関して意見を述べ（本法案26条1項1号、31条4項）、会員以外の者から任命される運営助言委員会が法人の活動、運営等に関して意見を述べ（本法案27条1項、36条3項）、内閣府に設置され、内閣総理大臣が委員を任命する日本学術会議評価委員会が法人の中期的な活動計画や業務の点検評価について意見を述べ（本法案42条3項、51条）、内閣総理大臣が会員以外の者から委員を任命する監事が業務を監査して監査報告を策定し、業務・財務状況の調査等を行なうとされている（本法案19条、23条）。これら各機関の設置は、日本学術会議の活動面における政府からの独立性を失わせ、学問の自由に対する重大な脅威ともなりかねない。

3 さらに本法案では、会員の選任方法について、会員は「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから選任されるが（本法案9条2項）、会員で組織される会員候補選定委員会が会員候補者の選定に際しては「会員、大学、研究機関、学会、経済団体

その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない」(本法案30条2項)とされ、「行政、産業界等との連携による活動」等の実績のある科学者が含まれるよう「配慮しなければならない」(本法案30条4項)とされている。本法案は日本学術会議の会員選考方法について、現行法にはない制約を課すものであり、会員選考における自主性・独立性を失わせ、ひいては、現在の日本学術会議が採用し、諸外国の多くのナショナルアカデミーにおける標準的な会員選考方式であるコ・オプテーション(現会員が会員候補者を推薦する方式)による選考方法が損なわれるおそれがある。

4 さらに、財政的基盤についても、現行法1条3項の「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする」との規定が削除され、日本学術会議の特殊法人化に伴い、政府の財政措置は補助にとどまることとなり(本法案48条1項)、日本学術会議には自主的な財源基盤の強化が求められることになる。ナショナルアカデミーとして活動する財源が十分に確保されなくなることも強く危惧される。

5 日本学術会議は、2021年4月22日、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」と題する声明を発表し、その中で、各国のナショナルアカデミーが共通して備えている要件として、①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性があることを挙げ、日本学術会議がその役割を発揮するためにはこれら5要件の制度的保障が不可欠であることを強調した。しかるに、本法案はこれら5要件を大きく逸脱しており、日本学術会議を国際水準に大きく及ばない存在へ変質させる内容となっている。

6 そもそも、この問題は、2020年10月1日、当時の菅義偉内閣総理大臣が日本学術会議会員候補者6名の任命を理由も示さず突如拒否したことに端を発している。任命を拒否された候補者の中には、政府が進めてきた集団的自衛権の行使を一部認める安保法制の制定や共謀罪創設などに反対を表明してきた者も含まれており、政府の政策を批判したことを理由に任命を拒否されたのではないかとの指摘が

なされたものの、政府は未だその理由を説明していない。

当会は、同年11月30日付で「日本学術会議会員候補者6名の速やかな任命を求める会長声明」を公表し、①学術会議に政府からの独立性が認められているのは、背景に学問の自由（憲法23条）があること、②かつての国会答弁でも内閣総理大臣の任命行為は形式的なものにすぎないとされていたこと、③政府の政策を批判したことを理由に任命を拒否されたのではないかという懸念が示される状況自体が、政府に批判的な研究活動に対する萎縮をもたらし、学問の自由に対する脅威となりかねないことを指摘し、日本学術会議会員候補者6名の任命を速やかに求めた。

しかし、政府は、この任命拒否問題を放置している。現在の日本学術会議を廃止して、日本学術会議の特殊法人化を進めることは、任命拒否の違法を糊塗する行為にほかならず、看過できない。

7 よって、当会は、政府に対し、あらためて2020年10月の日本学術会議会員候補者6名の任命拒否を是正してその正常化を図ることを求めるとともに、日本学術会議の独立性・自立性を損なうおそれ大きい本法案に反対する。

2025（令和7）年5月16日

島根県弁護士会

会長 古津弘也